特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	固定資産税関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

葛城市は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

葛城市長

公表日

令和7年10月1日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税関係事務
②事務の概要	地方税法（第三章第二節（固定資産税））に基づき、賦課期日（その年の1月1日）に当該固定資産（土地・家屋・償却資産）が所在する市町村において課する地方税（本評価書では、以後「固定資産税」と称す）である。 納税義務者は、賦課期日に資産を所有する者（固定資産課税台帳に所有者として登録されている者）であり、1月1日現在の所有者として登録された者が、その年の4月1日からの1年分の税を全て納付するものである。（地方税法第343条） 税額は総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に対して市町村長が「課税標準」となる価格を固定資産課税台帳に登録することとなり（地方税法第403条第1項）、その課税標準額に各市町村で設定する税率を乗じることにより算出し、決定している。 固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができ、価格以外の登録事項に関しては市町村長へ不服申立てを行う。評価額は通常3年毎に一度、評価替えを実施している。 市町村においては、上記に基づき、土地・家屋・償却資産の管理台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を行う。 賦課、徴収 ①当市においては、上記に基づき、固定資産課税台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を実施するものである。 ②納付された領収済通知書等により納付確認を行い、納付額が課税額より多い場合は過納額を還付する。還付にあたり、公金に関する口座登録簿関係情報の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して公金口座情報を確認する。 ③督促した納税者が完納に至らない場合は滞納処分を行う。 証明書の発行 ①政令で定める者から税証明交付申請書を受領した場合には、納税証明書を交付する。 ②また、固定資産課税台帳に記載をされている項のうち政令で定めるものについては、評価証明等各種証明書を交付する。（地方税法382条の3） ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。（番号法第14条） ②納税者より提出される償却資産申告書を、直接または地方税共同機構を経由し、受領する。（地方税法第383条等） ③価格に関する審査の申出（地方税法第432条） ④固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付する。（地方税法第364条等） ⑤天災による固定資産の減免あるいは、貧困等による扶助を受ける者等に限り、条例の定めるところにより固定資産の減免を行う。（地方税法第367条、葛城市税条例第71条） ⑥葛城市情報公開条例等法令に規定された業務及び機関に対してのみ、固定資産税賦課情報の提供・移転を行う。
③システムの名称	固定資産税システム、宛名台帳システム、中間サーバーシステム、収納管理システム、滞納管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル、宛名情報ファイル、収納情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係) ・第9条(利用範囲) ＜別表(第九条関係)における利用範囲の根拠＞ 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「地方税」が含まれる項(24の項)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表 ＜利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠＞ ・固定資産税事務では、情報提供は実施していない。 ＜利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠＞ ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法」が含まれる項(48の項) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給の実施(160の項)	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	財務部税務課
②所属長の役職名	財務部税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	葛城市役所　総務部　総務課 住所：奈良県葛城市柿本166番地 電話：0745-69-3001

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	葛城市役所　総務部　総務課 住所：奈良県葛城市柿本166番地 電話：0745-69-3001

9. 規則第9条第2項の適用　　[　　]適用した

適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない（入手） [ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	■経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ①特定個人情報の入手におけるリスク対策 ・目的外の入手防止：提出された申告・申請書が課税対象でない場合、差戻しを行い、目的外の情報入手を防止している。 ・地方税法等により記載項目・様式が定められており、不必要な情報の入手を防止している。 ・特定個人情報を記録するデータベースは必要最低限のものとし、不必要な情報を持たないようにしている。 ②必要な情報以外の入手防止 ・課税対象者情報として保有する項目を定め、不必要な情報の入手を防止している。 ・固定資産税システム上で賦課に必要な情報のみを取り込む仕様となっている。 ③特定個人情報の使用におけるリスク対策 ・目的を超えた紐付け防止：個人番号利用業務以外では個人番号が含まれない画面表示としている。 ・他業務からは、アクセス制御によって、個人番号にアクセスできないようにシステム的に制御している。 ・ユーザ認証の管理：二要素認証によるユーザIDの認証を実施している。 ・アクセス権限による機能制限を実施している。 ・固定資産税システムの利用端末を管理し、不正な端末からの利用を防止している。 ・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合、速やかにユーザIDを失効している。 ④特定個人情報の提供・移転におけるリスク対策 ・不正な提供・移転防止：アプリケーションの内部処理から個人番号を参照する際にも、アクセス制御が必ず反映される仕組みとしている。 ・提供・移転先の端末では、権限を持った職員の許可がなければ特定個人情報の閲覧や抽出ができない仕組みとしている。 ・eLTAXを介して電子的に提供する場合、適切に管理されたLGWAN回線を利用している。 ⑤その他のリスク対策 ・監査と教育：定期的な監査を実施し、必要な改善を行っている。 ・職員に対するセキュリティ研修を実施している。 ・委託先事業者の従業者に対する研修・指導も実施している。 ■上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理 ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 ②移行データ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。 ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。	

9. 監査		
実施の有無	[　] 自己点検　[○] 内部監査　[　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　十分に行っている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

	判断の根拠	■葛城市における措置 ①物理的安全管理措置 ・外部進入防止：24時間有人監視、監視カメラ ・入退館管理：ICカード認証 ・持込・持出防止：持込・持出台帳管理 ②技術的安全管理措置 ・軽自動車税システムへのアクセス時における二要素認証 ・ウィルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク ③移行作業時に関する措置 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ■中間サーバ・プラットフォームにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ②技術的安全管理措置 ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ■ガバメントクラウドにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ②技術的安全管理措置 ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月25日	事務の概要	地方税法（第三章第二節（固定資産税））に基づき、賦課期日（その年の1月1日）に当該固定資	地方税法（第三章第二節（固定資産税））に基づき、賦課期日（その年の1月1日）に当該固定資	事後	見直しにより
令和7年6月25日	システムの名称	固定資産税システム、宛名台帳システム、中間サーバーシステム	固定資産税システム、宛名台帳システム、中間サーバーシステム、収納管理システム、滞納管	事後	見直しにより
令和7年6月25日	法令上の根拠	番号法第９条および別表第１第１６項	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成	事後	見直しにより
令和7年6月25日	②法令上の根拠	番号法第19条第7号　同法別表第2第27項及び情報提供者が市町村長となる地方税関係情報	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識	事後	見直しにより
令和7年6月25日	①部署	総務部税務課	財務部税務課	事後	見直しにより
令和7年6月25日	②所属長の役職名	総務部税務課長	財務部税務課長	事後	見直しにより
令和7年6月25日	しきい値判断項目　対象人数	令和2年5月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	見直しにより
令和7年6月25日	しきい値判断項目　取扱者数	令和2年5月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	見直しにより
令和7年6月25日	リスク対策　人手を介在させる作業	空白	2.十分である　判断の根拠記載	事後	見直しにより
令和7年6月25日	リスク対策　最も優先度が高いと考えられる対策	空白	8.特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策　2.十分である　判断の根拠記載	事後	見直しにより